

第 1 回農業技能実習事業協議会

議事次第

日時：平成 30 年 6 月 5 日（火）13:30～15:00
場所：農林水産省 3 階第 1 特別会議室

開 会

- 1 農業技能実習事業協議会の設置
- 2 農作業請負方式技能実習に関するガイドライン案
- 3 外国人技能実習制度の現状及び課題等
 - ・外国人技能実習制度の現状について【厚生労働省】
 - ・外国人技能実習制度の課題【法務省】
 - ・外国人技能実習機構について【外国人技能実習機構】
 - ・その他【法務省】
- 4 意見交換

閉会

<配布資料>

- 資料 1：農業技能実習事業協議会の設置について
- 資料 2：農業技能実習事業協議会運営要領（案）
- 資料 3：農作業請負方式技能実習に関するガイドライン（案）
- 資料 4：農作業請負方式技能実習スキーム
- 資料 5：厚生労働省資料
- 資料 6：法務省資料
- 資料 7：外国人技能実習機構資料

農業技能実習事業協議会の設置について

1. 目的

農業関係の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、構成員の連携の緊密化を図るとともに、農業の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資するため、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)第54条第1項の規定に基づき農業技能実習事業協議会を設置する。

2. 協議事項

- (1) 農業関係技能実習の実施状況及び課題の把握並びに対応方策の検討
- (2) 不正行為に対する再発防止策
- (3) 農業協同組合等が実習実施者となって農業者との農作業請負契約に基づき行う技能実習に関する取組
- (4) 構成員に対する必要な情報の提供その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組

3. 構成員

別紙のとおり

4. 事務局

農林水産省経営局就農・女性課

5. 開催時期

毎年6月頃に開催することを基本とするが、それ以外においても必要に応じて開催することができる。

農業技能実習事業協議会 構成員及びオブザーバー(案)

1. 構成員

【監理団体・実習実施者の関係者】

公益社団法人日本農業法人協会
全国農業協同組合中央会
一般社団法人全国農業会議所

【事業所管省庁】

農林水産省生産局園芸作物課
農林水産省生産局畜産部畜産企画課
農林水産省経営局就農・女性課

2. オブザーバー

法務省入国管理局入国在留課
厚生労働省人材開発統括官海外人材育成担当参事官
外国人技能実習機構

参照条文

○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号) (抄)

(事業協議会)

第五十四条 事業所管大臣は、当該事業所管大臣及びその所管する特定の業種に属する事業に係る実習実施者又は監理団体を構成員とする団体その他の関係者により構成される協議会(以下この条において「事業協議会」という。)を組織することができる。

- 2 事業協議会は、必要があると認めるときは、機構その他の事業協議会が必要と認める者をその構成員として加えることができる。
- 3 事業協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、その事業の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行うものとする。
- 4 事業協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、事業協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、事業協議会が定める。

農業技能実習事業協議会運営要領（案）

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。）第 54 条第 5 項の規定に基づき、農業技能実習事業協議会（以下「事業協議会」という。）の組織及び運営に関し次のように定める。

（目的）

第 1 条 事業協議会は、その構成員が相互に連絡を図ることにより、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、構成員の連携の緊密化を図るとともに、農業の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行うことを目的とする。

（組織）

第 2 条 事業協議会の構成員及びオブザーバーは、別紙のとおりとする。

2 事業協議会は、前項に規定するもののほか、必要と認める者をその構成員又はオブザーバーとして加えることができる。

3 事務局は、構成員と協議の上、構成員を変更することができる。

（事務局）

第 3 条 事業協議会の庶務は、農林水産省経営局就農・女性課（以下「農林水産省」という。）において処理する。

（会議の招集）

第 4 条 農林水産省は、必要に応じ、構成員及びオブザーバーを招集し、会議を開催する。

2 前項の場合において、農林水産省は、構成員及びオブザーバーのうち、当該会議に係る協議事項等に関係する者のみを招集することができる。

3 構成員及びオブザーバーは、会議の議事に鑑みて適当な者を会議に出席させることができる。

4 農林水産省は、会議の議事に鑑みて必要があると認めるときは、構成員及びオブザーバー以外の者に会議への出席を求めることができる。

5 農林水産省は、やむを得ない事由により事業協議会を招集できない場合、議事の内容を記載した書面を構成員及びオブザーバーに送付し、その意見を徴し又は賛否を問うた上、構成員の了承をもって会議における協議に代えることができる。

(協議等)

第5条 事業協議会は、農業の実情を踏まえ、次に掲げる取組について協議又は情報共有を行うものとする。

- 一 農業関係技能実習の実施状況及び課題の把握並びに対応方策の検討
- 二 不正行為に対する横断的な再発防止策
- 三 農業協同組合又は農産物の共同出荷・販売を行う法人（以下「農業協同組合等」という。）が実習実施者となって農業者との農作業請負契約に基づき行う技能実習（以下「農作業請負方式技能実習」という。）に関する取組
- 四 構成員に対する必要な情報の提供その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組

2 会議において、構成員はオブザーバーの意見を求めることができるほか、オブザーバーは自ら意見をすることができる。

(農作業請負方式技能実習)

第6条 事業協議会は、農作業請負方式技能実習を実施する際に講ずべき事項等について別途ガイドラインを定める。

2 事業協議会は、農作業請負方式技能実習を適正かつ円滑に実施するため、農作業請負方式技能実習を実施する実習実施者が所在する都道府県に、次に掲げる取組を行う事業協議会支部を設置する。

- 一 農作業請負方式技能実習に係る技能実習計画等の確認及び同技能実習が適正に実施されることが確認できた際の通知に関すること。
- 二 当該技能実習の実施状況の確認に関すること。
- 三 監理団体、実習実施者、請負契約を締結した農業経営体への指導・助言に関すること。
- 四 実習実施者に対する現地確認・指導に関すること。
- 五 農業関係技能実習の実施状況及び課題の把握並びに対応方策等の検討、構成員への必要な情報の提供その他農作業請負方式技能実習の適正かつ確実な実施のために必要なこと。

(議事の公開等)

第7条 会議は、原則として非公開とするが、会議資料及び議事要旨は、原則として公表する。

(雑則)

第8条 この運営要領に定めるもののほか、事業協議会の組織及び運営に必要な事項は、事業協議会において定める。

(別紙)

農業技能実習事業協議会 構成員及びオブザーバー(案)

1. 構成員

【監理団体・実習実施者の関係者】

公益社団法人日本農業法人協会

全国農業協同組合中央会

一般社団法人全国農業会議所

【事業所管省庁】

農林水産省生産局園芸作物課

農林水産省生産局畜産部畜産企画課

農林水産省経営局就農・女性課

2. オブザーバー

法務省入国管理局入国在留課

厚生労働省人材開発統括官海外人材育成担当参事官

外国人技能実習機構

農作業請負方式技能実習に関するガイドライン（案）**第 1 目的・趣旨**

農業関係の技能実習において、農業協同組合等が個々の農業者との間で農産物生産に関する請負契約を締結し、当該農業協同組合等の指揮命令の下、農業者の圃場等で農産物生産等の実習を行いつつ、農業協同組合等が所有する集出荷施設や農産物加工施設等での作業を組み合わせることにより、包括的な農業の技能等の修得等ができ、年間を通じたより効果的な技能実習の実施を可能とする農作業請負方式技能実習の適正かつ円滑な実施を図るため、関係者が講ずべき事項を本ガイドラインで定める。

第 2 用語

このガイドラインにおいて使用する用語は、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成 28 年法律第 89 号。）で使用する用語の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

- 1 「関係都道府県」とは、農作業請負方式技能実習を実施する実習実施者が所在する都道府県をいう。
- 2 「請負契約」とは、実習実施者となる農業協同組合等が、農業者との間で締結する農産物生産等に関する作業を請け負う契約をいう。

第 3 事業協議会支部

- 1 事業協議会支部は、関係都道府県、農林水産省地方農政局等（北海道にあつては、北海道農政事務所。沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局。）、都道府県農業協同組合中央会、都道府県農業会議により構成する。
- 2 事業協議会支部は、前項に定める構成員の協議により、必要に応じて、当該都道府県における労働法関係所管官署等その他関係機関をその構成員として加えることができる。
- 3 事業協議会支部の事務局は、地方農政局等の助言の下、関係都道府県が務めるものとする。
- 4 事業協議会支部は、農作業請負方式技能実習を適正に実施するため、次に掲げる業務を行う。
 - （1）農作業請負方式技能実習に係る技能実習計画等の確認及び適正に実施されることが確認できた際の通知に関すること。
 - （2）当該技能実習の実施状況の確認に関すること。
 - （3）監理団体、実習実施者、請負契約を締結した農業経営体への指導・助言に関すること。
 - （4）実習実施者に対する現地確認・指導に関すること。
 - （5）農業関係技能実習の実施状況及び課題の把握並びに対応方策等の検討、構成員へ

の必要な情報の提供その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のために必要なこと。

- 5 関係都道府県は、当該都道府県において事業協議会支部を設置する場合は、農業技能実習事業協議会に対し事業協議会支部の設置について届け出ること。

第4 技能実習計画等の確認

- 1 事業協議会支部は、農作業請負方式技能実習に取り組もうとする実習実施者又は監理団体から、外国人技能実習機構への技能実習計画の認定申請前に以下の必要書類の提出を受け、別紙様式第1号の技能実習計画チェックシートにより、その内容等を確認する。

なお、提出が必要な書類は、以下のとおりとする。

- (1) 技能実習計画（技能実習制度運用要領（以下「運用要領」という。）別記様式第1号第2面）
- (2) 実習実施予定表（運用要領別記様式第1号第4～6面）
- (3) 技能実習責任者の履歴書（運用要領参考様式第1－4号）
- (4) 技能実習指導員の履歴書（運用要領参考様式第1－6号）
- (5) 技能実習に係る農作業請負契約書（別紙様式第2号）
- (6) 年間作業スケジュール（実習場所の農家・圃場、作業内容を明示したもの）
- (7) 技能実習作業内容の説明資料
- (8) 1年単位の変形労働時間制を採用している場合、雇用条件書（運用要領参考様式第1－15号）及び母国語併記の年間カレンダーの写し及び労働基準監督署へ届け出た変形労働時間制に関する協定書の写し
- (9) その他必要な資料

- 2 事業協議会支部は、チェックシートに定める項目について確認したときは、実習実施者に対して別紙様式第3号によりその旨を通知する。

なお、当該通知文書は、実習実施者が、外国人技能実習機構に対する各種申請に当たって資料として提出することを前提に作成するものとする。ただし、本通知は提出された資料により農作業請負方式技能実習が適正に実施されることが確認できたことを証するものであって、外国人技能実習機構における審査の結果を保証するものではない。

- 3 事業協議会支部は、第2号技能実習及び第3号技能実習の2年目への移行の際には、請負契約書、年間作業スケジュール及び認定済の技能実習計画を確認し、必要に応じて技能実習計画の変更について実習実施者又は監理団体に対し指導助言を行う。

第5 技能実習実施状況の確認

事業協議会支部は、農作業請負方式技能実習について、効果的な技能の修得等と関係法令等に基づく適正な実施が図られるようにするため、以下により、実習実施者及び監理団体が関係法令に則り適正に技能実習が計画通りに行われているか確認する。

- 1 事業協議会支部は、実習実施者より、技能実習実施状況を1月に1回、技能実習日誌（運用要領参考様式第4-2号）の写しを提出させることにより確認する。

- 2 事業協議会支部は、実習実施者に対し、技能実習計画及び農業者との請負契約に基づく技能実習の実施状況について、2月に1回、現地確認チェックシート（別紙様式第4号）を用いて現地確認を実施する。
- 3 事業協議会支部は、監理団体に対し、実習実施者への訪問指導記録書（運用要領参考様式第4-10号）及び外国人技能実習機構に提出した監査報告書（運用要領別記様式第22号。技能実習法施行規則第52条第2号の臨時監査を行った場合の監査報告書を含む。）の写しを提出させることにより、3月に1回監査指導状況を確認する。
- 4 事業協議会支部は、監理団体及び実習実施者において農作業請負方式技能実習に関し重大な問題が生じた場合は、速やかに事業協議会支部に対し報告させることとする。

第6 監理団体、実習実施者及び請負契約を締結した農業経営体への指導・助言

- 1 事業協議会支部は、第5の実施状況の確認等において、改善が必要と認められる事案を把握した場合は、自主的な改善に向けて必要な指導・助言を行う。
- 2 事業協議会支部は、第5の実施状況の確認等において、関係行政機関の指導による解決を図るべき不適正事案を把握した場合は、速やかに関係行政機関に情報提供し、指導要請を行うとともに、その内容について農業技能実習事業協議会に報告する。

第7 実習実施者への現地指導

事業協議会支部は、第5及び6の結果により必要が生じた場合は、実習実施者に対して現地指導を実施する。

第8 事業協議会の運営への協力

- 1 事業協議会支部は、当該都道府県内において、新たに農作業請負方式技能実習を実施することを希望する実習実施者があった場合は、実習実施者等の情報について別紙様式第5号により農業技能実習事業協議会に対し報告する。
- 2 事業協議会支部は、支部内の農作業請負方式技能実習の実施状況を別紙様式第6号に取りまとめ、毎年5月までに農業技能実習事業協議会に対し報告する。
- 3 事業協議会支部は、農業技能実習事業協議会におけるヒアリング等への出席依頼や各種調査依頼があった場合は、適切に対応する。

第9 事業協議会支部の開催

事業協議会支部は、必要に応じて適時開催するものとする。

農作業請負方式技能実習チェックシート

農業技能実習事業協議会〇〇都道府県支部

監理団体	所在地			
	名 称			
実習実施者	所在地			
	名 称		請負農業経営体数	経営体

I 技能実習計画に係る確認項目

1 実習計画の内容	
☐	効果的な技能等の修得が期待できる。
☐	実習実施場所について農協のほか請負業務を行う場所が記載されている。
☐	使用する素材(材料)、機械・設備・器具等が記載されている。
☐	年間を通じた実習生の編成や実習場所、実習スケジュールがわかる資料が添付されており、その内容が計画的・段階的に技能等の修得等が期待できるものとなっている。
2 関連業務・周辺業務の内容	☐ 該当しない。
☐	関連業務及び周辺業務として行う作業のうち、共同利用施設において作業を行う場合は、実習実施者の運営する施設において行う計画となっている。
☐	共同利用施設で行う作業は、請負作業と一連のもので当該技能実習に必要な作業である。
☐	共同利用施設で行う作業により、技能等の修得等が期待できる。
☐	共同利用施設の作業内容がわかる資料が添付されている。

II 請負契約に係る確認項目

請負契約書の記載	
☐	技能実習に係る請負契約書が作成されている。
☐	請負作業の内容が規定されている。
☐	請負契約の期間が規定されており、実習生の雇用期間と比較して適切な契約期間が設定されている。
☐	請負の実施方法が規定されている。
☐	請負契約の実施内容には、注文者による技能実習生への変更指示や直接命令を禁止する旨が規定されている。
☐	請負契約の実施内容には、注文者が監理団体による監査を妨げる行為を禁止する旨が規定されている。
☐	関係法令等の遵守について規定されている。
☐	注文者、請負人ともに事業協議会〇〇都道府県支部の指導及び指示に従う旨規定されている。
☐	請負作業に係る実施報告が規定されている。
☐	請負作業料金の額及び支払方法が規定されている。また、請負作業料金は、適切な金額が設定されている。
☐	請負契約の変更、解除について規定されている。
☐	請負作業を実施する場所、土地の表示、作業の種類等について明示されている。
☐	請負契約の実施内容は、技能実習計画に示されている技能実習の内容及び年間作業スケジュールと整合が図られている。
☐	注文者の所有する施設において請負作業を行う場合は、施設全体の作業を行う等偽装請負と疑われることのないような契約内容となっている。

(別紙様式第2号)

収入
印紙

〇〇農業協同組合が実施する技能実習に係る農作業請負契約書

注文者（以下「甲」という。）及び請負人（以下「乙」という。）は、おのおの対等な立場における合意に基づき、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

注文者（以下「甲」という）

住所

氏名

印

請負人（以下「乙」という）

住所

氏名

印

（農作業請負の内容）

第1条 甲は、この契約書に定めるところにより別表に記載する農作業を乙に発注し、乙は善良なる管理者の注意義務をもって農作業を実施するものとする。

（農作業請負の契約期間）

第2条 農作業請負の契約期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

（農作業請負の実施方法）

第3条 甲が乙に発注する農作業の実施方法は、乙が作成する技能実習計画によるものとする。したがって、甲による乙が技能実習を行わせる技能実習生等への業務に関する指揮命令や労働時間等に関する指示の他、偽装請負と見なされる行為は一切禁止するものとする。また、監理団体が行う外国人技能実習に係る監査を甲は妨げないものとする。

（関係法令等の遵守）

第4条 甲乙双方は、外国人技能実習制度の趣旨を十分理解の上、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）及び労働関係法令等を遵守するものとする。

第5条 甲乙双方は、農業協同組合等が実習実施者となつて行う技能実習の推進管理を行う農業技能実習事業協議会〇〇都道府県支部の指導及び指示に従うものとする。

(農作業請負に係る実施報告)

第6条 乙は、農作業請負を実施するとき及び完了したときは、その都度速やかに甲に通知するものとする。また、乙は契約期間内の請負作業の一切が完了したときは、農作業完了報告書を甲に提出するものとする。

(請負作業料の額及び支払い方法)

第7条 甲は、別表に記載された農作業に対して、完了した作業の単位ごとに算出された請負料金を、別表の支払方法により、同表の支払時期までに乙に支払うものとする。

(契約の変更等)

第8条 契約変更をする場合は、甲乙協議のうえその変更事項をこの契約書に明記するものとする。また、契約期間の途中において、契約を解除する場合は、双方の合意により解約するものとする。

(その他)

第9条 この契約書に定めない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

【別表】

作物	地番	面積	作業名	請負面積(a)	請負料単価	請負料の額	支払い方法	支払時期	備考
記入例) アスパラ収穫	△△町 〇〇番地	100a	収穫選別作業	30a	300 円	9,000 円	口座引落し	作業完了翌月末	
合計									

※請負作業効率上止むを得ない事情があると認められる場合は、請負単価等について、第9条の規定に基づき協議を行う。

(別紙様式第3号)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇〇 様

農業技能実習事業協議会〇〇都道府県支部

農作業請負方式技能実習の確認について（通知）

貴（団体）が行おうとする農作業請負方式技能実習に係る技能実習計画等の内容について、別紙のとおり確認しましたので通知します。

なお、本通知は提出された資料により農作業請負方式技能実習が適正に実施されることが確認できたことを証するものであって、外国人技能実習機構における審査の結果を保証するものではありません。技能実習計画の認定申請に当たっては、外国人技能実習機構の指示に従って下さい。

現地確認チェックシート

農業技能実習事業協議会〇〇都道府県支部

現地訪問日時		
訪問場所		
確認者	所属 職・氏名	
	所属 職・氏名	

監理団体	所在地			
	名 称			
実習実施者	所在地			
	名 称		請負農業経営体数	経営体

技能実習生	技能実習の区分			
	職種・作業			
	人数			
	国籍			
	実習期間			
	実習場所			

実施状況の確認事項	指導事項
☐ 関連業務及び周辺業務として行う作業のうち、共同利用施設において作業を行う場合は、実習実施者の運営する施設において行っている。	
☐ 関係法令等が遵守されている。	
☐ 請負契約に基づいた作業が実施されている。	
☐ 請負契約に基づいた作業場所において実習が実施されている。	
☐ 注文者による技能実習生への変更指示や直接命令は行われていない。	
その他(特記事項)	

現地確認結果	☐ 適切に実施されている ☐ 適切に実施するよう指導 ()
--------	--

平成〇〇年〇〇月〇〇日

農業技能実習事業協議会 宛

農業技能実習事業協議会〇〇都道府県支部

農作業請負方式技能実習の実習実施者等の報告について

当事業協議会支部内において、農作業請負方式技能実習を実施しますので、下記のとおり報告します。

記

1. 実習実施者の所在地、名称、代表者氏名
2. 監理団体の所在地、名称、代表者氏名
3. 受け入れ予定の外国人技能実習生に関する情報
 - (1) 技能実習の区分
 - (2) 職種・作業
 - (3) 人数
 - (4) 国籍
 - (5) 受入れ予定日
4. その他

農作業請負方式技能実習実施状況報告書

農作業技能実習事業協議会〇〇都道府県支部

市町村名	監理団体名	実習実施者名	技能実習生の情報					請負農業 経営体数	実習内容		実習実施状況の 確認結果
			技能実習 の区分	職種・作業	人数	国籍	実習期間		請負契約に係るもの	請負契約以外	

農業技能実習事業協議会〇〇都道府県支部運営要領例

平成〇年〇月〇日

1 目 的

農業関係の技能実習において、農業協同組合等が実習実施者となって農業者との農作業請負契約に基づき行う技能実習（以下「農作業請負方式技能実習」という。）の適正かつ円滑な実施を図るため、「農作業請負方式技能実習に関するガイドライン（平成〇年〇月〇日農業技能実習事業協議会決定第〇号）」に基づき、「農業技能実習事業協議会〇〇都道府県支部」（以下「事業協議会〇〇支部」という。）を設置し、当該実習の推進管理を行うとともに、情報の共有、構成員の連携の緊密化を図ること等により、本都道府県内における農業関係の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する。

2 構成等

事業協議会〇〇支部の構成員及びオブザーバーは、別紙のとおりとする。

なお、事業協議会〇〇支部には、必要と認める者をその構成員又はオブザーバーとして加えることができる。

3 活動内容

事業協議会〇〇支部は、1の目的達成のため次の事項を行うものとする。

- (1) 農作業請負方式技能実習に係る技能実習計画等の確認及び適正な実施が確認できた際の通知に関すること。
- (2) 当該技能実習の実施状況の確認に関すること。
- (3) 監理団体、実習実施者、請負契約を締結した農業経営体への指導・助言に関すること。
- (4) 実習実施者に対する現地確認・指導に関すること。
- (5) 農業関係技能実習の実施状況及び課題の把握並びに対応方策等の検討、構成員への必要な情報の提供その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のために必要なこと。

4 運 営

(1) 事業協議会〇〇支部の事務局は、〇〇都道府県〇〇部〇〇課に置く。

(2) 事務局は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に事業協議会〇〇支部への出席を求め、意見を聞くことができる。

5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

(別紙)

農業技能実習事業協議会〇〇都道府県支部構成員

機関名	部局名	備考

オブザーバー

機関名	部局名	備考

農業技能実習事業協議会都道府県支部

○ 構成員：都道府県農業担当部局（事務局）
地方農政局
都道府県農業協同組合中央会
都道府県農業会議 等

協議会支部の役割

- ・ 農作業請負方式技能実習に係る技能実習計画等の確認及び適正な実施が確認できた際の通知
- ・ 当該技能実習の実施状況の確認
- ・ 監理団体、実習実施者、請負契約を締結した農業経営体への指導・助言
- ・ 実習実施者に対する現地確認・指導
- ・ その技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のために必要なこと

実習計画等の
事前確認・助言等

報告
(定期、
重大案件)

実習計画等の
事前確認・助言等

現地確認・
指導等

報告
(定期、
重大案件)

監理団体
(公益社団法人・公益財団法人、
事業協同組合等)

技能実習法に基づく実習監理
(監査・指導・支援等)

実習実施者
(農業協同組合等)

所有施設

農業経営の座学、
加工作業（関連業
務）、出荷作業（周
辺業務）の実習

苦情
相談

雇用契約
(日本人と同等
額以上の報酬
額等)

請負契約

(農協等の指揮命令の下、農
業実習（必須業務）)

外国人技能実習生（農業分野）

農業経営体
(組合員)

※この他、外国人技能実習機構は通常業務として監理団体及び実習実施者に対する実地検査、技能実習生からの相談対応等を実施。



新たな技能実習制度の施行状況について

平成30年6月5日
法務省入国管理局
厚生労働省人材開発統括官

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の**技能実習の適正な実施**及び**技能実習生の保護**を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

法律の概要

※ 法務省及び厚生労働省で共管

1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する**技能実習計画**について**認定制**とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) **実習実施者**について、**届出制**とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) **監理団体**について、**許可制**とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) **技能実習生に対する人権侵害行為等**について、禁止規定を設け違反に対する所要の**罰則を規定**するとともに、技能実習生に対する**相談**や**情報提供**、技能実習生の**転籍の連絡調整**等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6) **事業所管大臣等に対する協力要請等**を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による**地域協議会**を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) **外国人技能実習機構を認可法人として新設**し、【第3章関係】
 - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
 - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査【第14条関係】
 - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
 - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。【第87条関係】

2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、**第3号技能実習生の受入れ(4～5年目の技能実習の実施)**を可能とする。【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

施行日

平成29年11月1日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日(平成28年11月28日)

平成28年11月18日成立

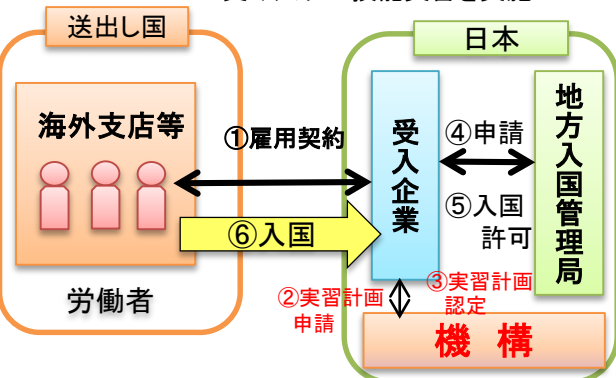
同年11月28日公布

技能実習制度の仕組み

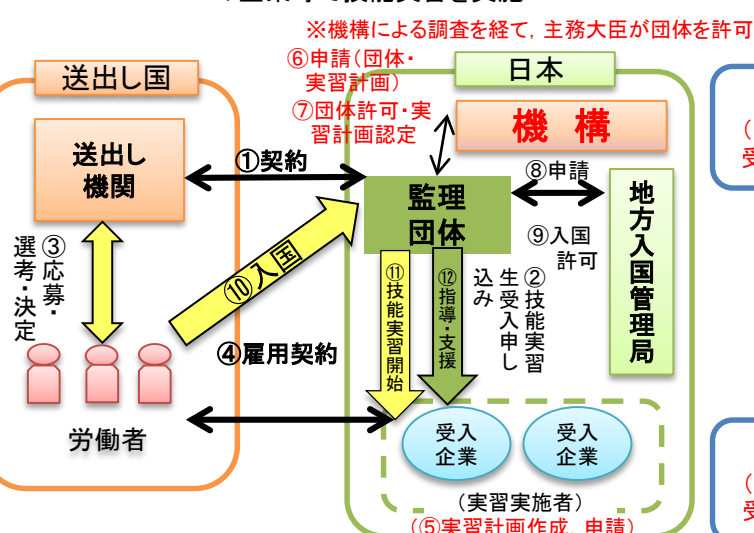
- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約27万人在留している。
※平成29年末時点

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

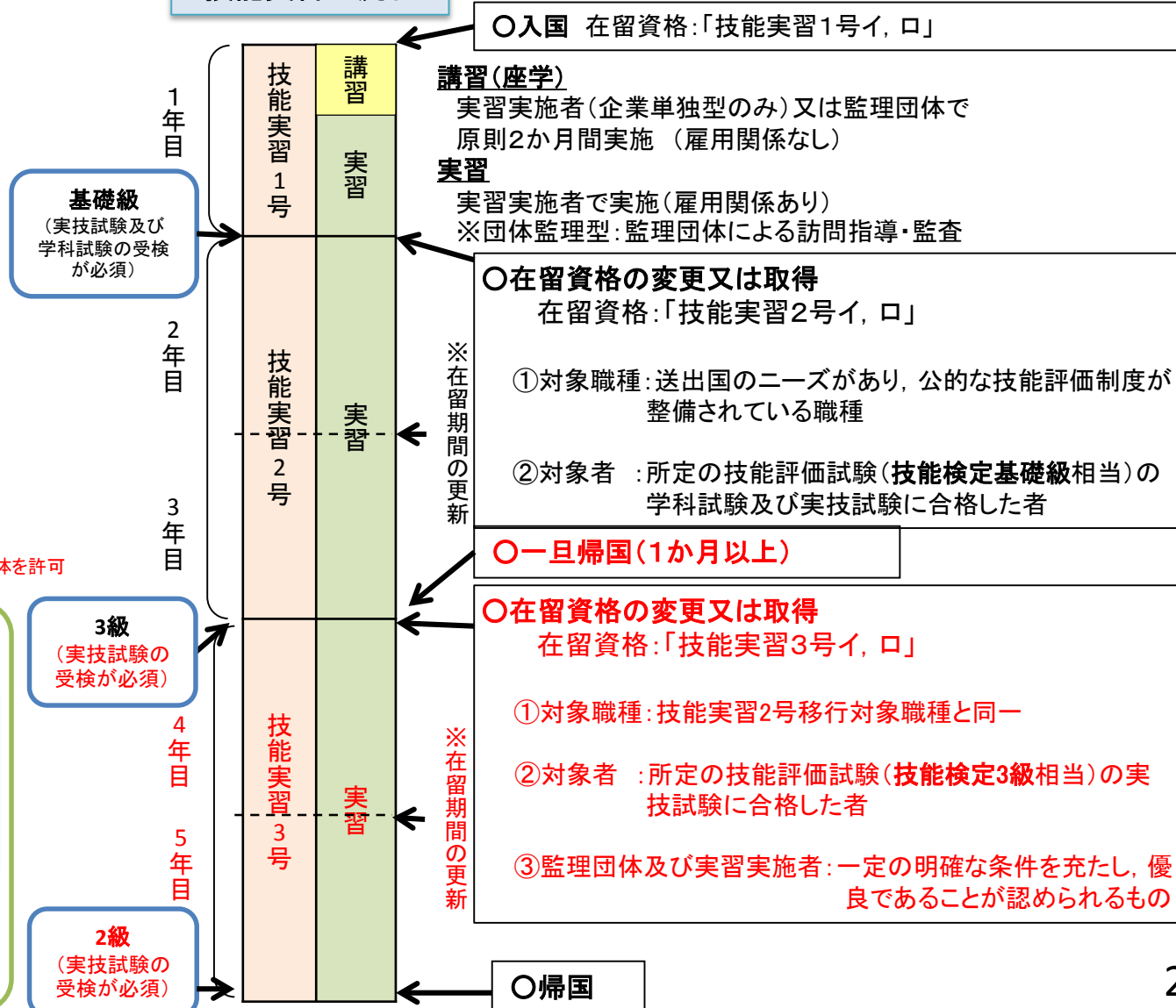
【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



【団体監理型】 非営利の監理団体(事業協同組合、商工会等)が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



技能実習の流れ



開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力するという制度趣旨を徹底するため、
管理監督体制を強化するとともに、技能実習生の保護等を図る。

旧制度

- ① 政府（当局）間の取決めがない
保証金を徴収している等の不適正な
送出し機関の存在
- ② 監理団体や実習実施者の義務・責任
が不明確であり、実習体制が不十分
- ③ 民間機関である（公財）国際研修協力
機構が法的権限がないまま巡回指導
- ④ 実習生の保護体制が不十分
- ⑤ 業所管省庁等の指導監督や連携体制
が不十分

見直し後

- ① 実習生の送出しを希望する国との間で政府（当局）間取決めを順次作成することを通じ、相手国政府（当局）と協力して不適正な送出し機関の排除を目指す。
- ② 監理団体については許可制、実習実施者については届出制とし、技能実習計画は個々に認定制とする。
- ③ 新たな外国人技能実習機構（認可法人）を創設し、監理団体等に報告を求め、実地に検査する等の業務を実施。
- ④ 通報・申告窓口を整備。人権侵害行為等に対する罰則等を整備。実習先変更支援を充実。
- ⑤ 業所管省庁、都道府県等に対し、各種業法等に基づく協力要請等を実施。これらの関係行政機関から成る「地域協議会」を設置し、指導監督・連携体制を構築。

優良な監理団体等に対する拡充策のポイント

（注）橙色網掛け部分は法律で規定

- ① 優良な監理団体等への実習期間の延長
又は再実習
- ② 優良な監理団体等における受入れ人数
枠の拡大
- ③ 対象職種 of 拡大

3年間 ⇒ **5年間**（一旦帰国後、最大2年間の実習）

常勤従業員数に応じた人数枠を倍増（**最大5%まで** ⇒ **最大10%まで等**）

地域限定の職種・企業独自の職種（社内検定の活用）・複数職種の実習の措置
職種の随時追加

※優良な監理団体等とは、法令違反がないことはもとより、技能評価試験の合格率、指導・相談体制等について、一定の要件を満たした監理団体及び実習実施者をいう。

新たな技能実習制度における申請等件数

1 監理団体許可（平成30年5月25日現在）

申請件数	許可件数
2,299件	2,144件（うち農業職種879件） うち一般監理事業（※1） 783件（農業職種378件） うち特定監理事業（※2） 1,361件（農業職種501件）

（※1）一般監理事業とは、技能実習1号、技能実習2号及び技能実習3号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は5年又は7年（前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合）。

（※2）特定監理事業とは、技能実習1号及び技能実習2号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は3年又は5年（前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合）。

2 技能実習計画認定（平成30年5月11日現在）

区分	申請件数	認定件数
企業単独型（※3）	4,884件	3,678件
団体監理型（※4）	159,690件	105,370件
計	164,574件	109,048件

（※3）企業単独型とは、日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する類型。

（※4）団体監理型とは、非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施する類型。

技能実習に関する二国間取決めについて

作成のねらい

- 日本と送出国が技能実習を適正かつ円滑に行うために連携を図ること

取決めの骨子

日本側

- 技能実習法の基準に基づき、監理団体の許可・技能実習計画の認定を適切に行う。
- 送出し国側が認定した送出機関及び認定を取り消した送出機関を日本で公表し、送出し国側が認定した送出機関からの技能実習生のみを受け入れる。
- 監理団体・実習実施者に対して、許認可の取消や改善命令を行った場合は、その結果を送出し国側に通知する。

送出し国側

- 本協力覚書の認定基準に基づき、送出機関の認定を適切に行う。
 - ・ 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者を選定すること
 - ・ 帰国した者が技能等を活用できるよう就職先のあっせんその他の支援を行うこと
 - ・ 保証金の徴収，違約金契約をしないこと
 - ・ 技能実習生に対する人権侵害をしないこと
- 送出機関の認定を取り消したときは、日本側に通知する。
- 日本側から不適切な送出機関についての通知を受けたときは、調査を行い適切に対処する。また、その結果を日本側に通知する。

両国共通の事項

- 技能実習制度についての定期的な意見交換

作成状況
(H30.4月時点)

ベトナム（H29.6月），カンボジア（H29.7月），インド（H29.10月），フィリピン（H29.11月）
ラオス（H29.12月），モンゴル（H29.12月），バングラデシュ（H30.1月），スリランカ（H30.2月）
ミャンマー（H30.4月）

参考資料

- ・2号移行対象職種
- ・技能実習生数の推移 等

技能実習2号移行対象職種（平成29年12月6日時点 77職種139作業）

1 農業関係（2職種6作業）

職種名	作業名
耕種農業＊	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業＊	養豚
	養鶏
	酪農

2 漁業関係（2職種9作業）

職種名	作業名
漁船漁業＊	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
	ほたてがい・まがき養殖作業
養殖業＊	

3 建設関係（22職種33作業）

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事作業
	ロータリー式さく井工事作業
建築板金	ダクト板金作業
	内外装板金作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
石材施工	石材加工作業
	石張り作業
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左官	左官作業
配管	建築配管作業
	プラント配管作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
内装仕上り施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーペット系床仕上げ工事作業
	銅製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
	カーテン工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工事作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
表装	壁装作業
建設機械施工＊	押土・整地作業
	積み込み作業
	掘削作業
	締固め作業
築炉	築炉作業

4 食品製造関係（9職種14作業）

職種名	作業名
缶詰巻締＊	缶詰巻締
食鳥処理加工業＊	食鳥処理加工作業
加熱性水産加工	節類製造
食品製造業＊	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工	塩蔵品製造
食品製造業＊	乾製品製造
	発酵食品製造
	かまぼこ製品製造作業
水産練り製品製造	牛豚部分肉製造作業
生豚食肉処理加工業＊	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	パン製造作業
パン製造	そう菜加工作業
そう菜製造業＊	

5 繊維・衣服関係（13職種22作業）

職種名	作業名
紡績運転＊	前紡工程作業
	精紡工程作業
	巻糸工程作業
	合ねん糸工程作業
織布運転＊	準備工程作業
	製織工程作業
	仕上工程作業
染色	糸浸染作業
	織物・ニット浸染作業
ニット製品製造	靴下製造作業
	丸編みニット製造作業
たて編ニット生地製造＊	たて編ニット生地製造作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製作業
紳士服製造	紳士既製服縫製作業
下着類製造＊	下着類製造作業
寝具製作	寝具製作作業
カーペット製造＊	織じゅうたん製造作業
	タフテッドカーペット製造作業
	ニードルパンチカーペット製造作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業
布はく縫製	ワイシャツ製造作業
座席シート縫製＊	自動車シート縫製作業

6 機械・金属関係（15職種29作業）

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鑄物鑄造作業
	非鉄金属鑄物鑄造作業
鍛造	ハンマ型鍛造作業
	プレス型鍛造作業
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト作業
	コールドチャンパダイカスト作業
機械加工	普通旋盤作業
	フライス盤作業
	数値制御旋盤作業
	マシニングセンタ作業

6 機械・金属関係（続き）

職種名	作業名
金属プレス加工	金属プレス作業
鉄工	構造物鉄工作業
工場板金	機械板金作業
めっき	電気めっき作業
	溶融亜鉛めっき作業
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
機械検査	機械検査作業
機械保全	機械系保全作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	回転電機組立て作業
	変圧器組立て作業
	配電盤・制御盤組立て作業
	開閉制御器具組立て作業
	回転電機巻線製作作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業
	プリント配線板製造作業

7 その他（13職種25作業）

職種名	作業名
家具製作	家具手加工作業
印刷	オフセット印刷作業
製本	製本作業
プラスチック成形	圧縮成形作業
	射出成形作業
	インフレーション成形作業
	ブロー成形作業
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業
塗装	建築塗装作業
	金属塗装作業
	鋼橋塗装作業
	噴霧塗装作業
溶接＊	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装作業
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業
	印刷箱製箱作業
	貼箱製造作業
	段ボール箱製造作業
陶磁器工業製品製造＊	機械ろくろ成形作業
	圧力鋳込み成形作業
	バッド印刷作業
自動車整備＊	自動車整備作業
ビルクリーニング	ビルクリーニング作業
介護＊	介護

○ 主務大臣が告示で定める職種・作業（1職種1作業）

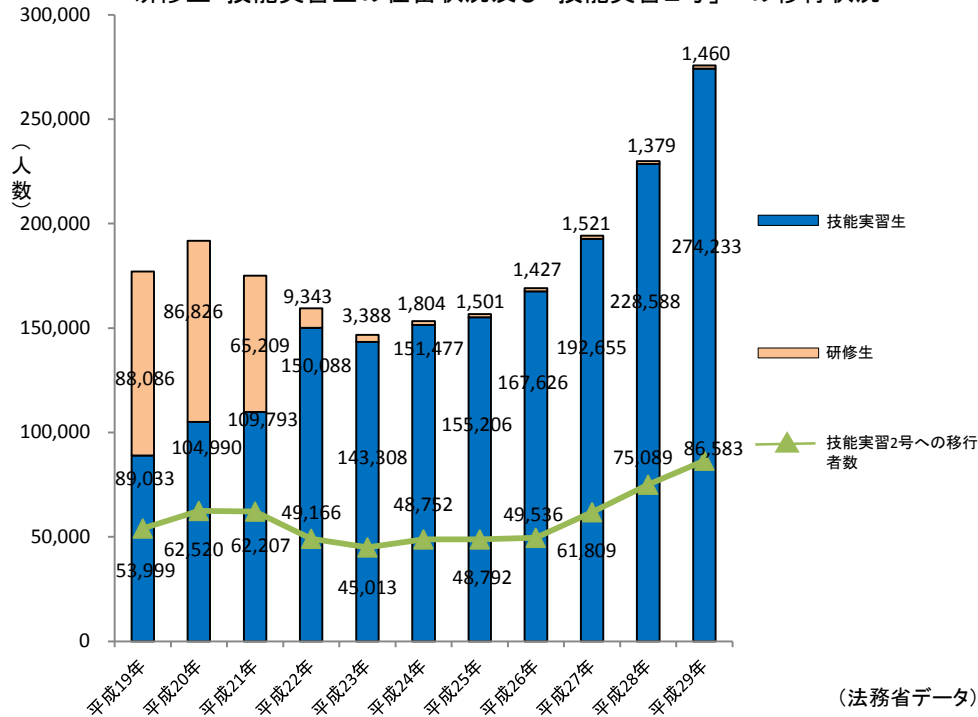
職種名	作業名
空港グラウンドハンドリング＊	航空機地上支援作業

（注）＊の職種：「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」による確認の上、人材開発統括官が認定した職種

技能実習制度の現状

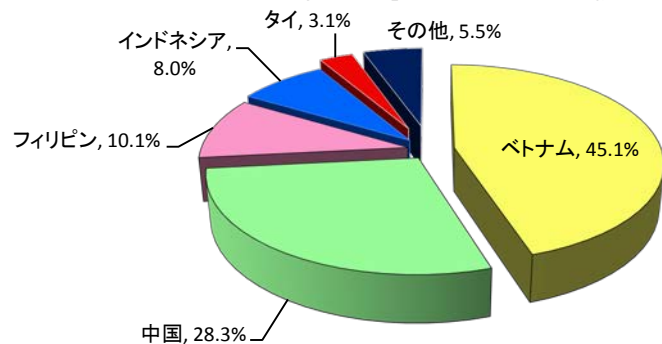
- 1 平成29年末の技能実習生の数は、274,233人
※技能実習2号への移行者数は、86,583人

研修生・技能実習生の在留状況及び「技能実習2号」への移行状況



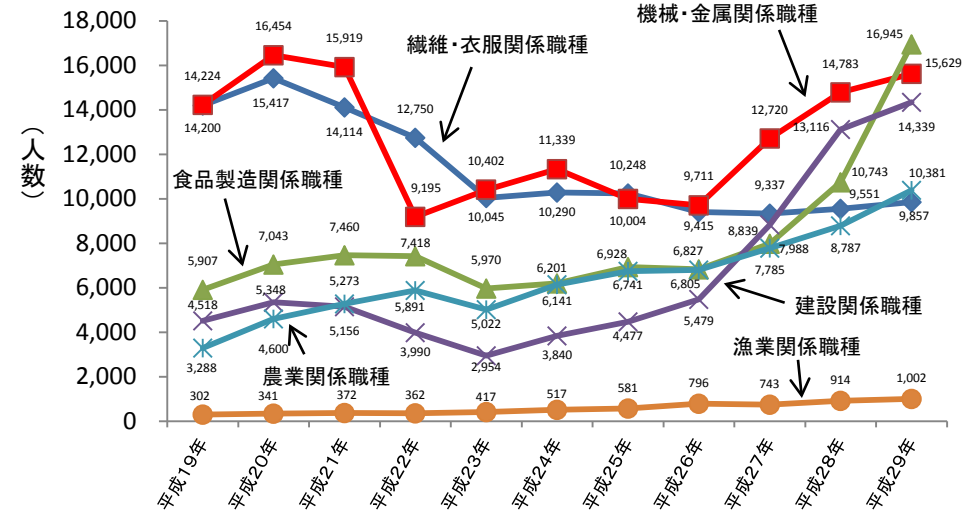
- 2 受入人数の多い国は、①ベトナム ②中国 ③フィリピン

平成29年末 在留資格「技能実習」総在留外国人国籍別構成比(%)



- 3 全体で77職種あり、「技能実習2号」への移行者が多い職種は、
①食品製造関係 ②機械・金属関係 ③建設関係

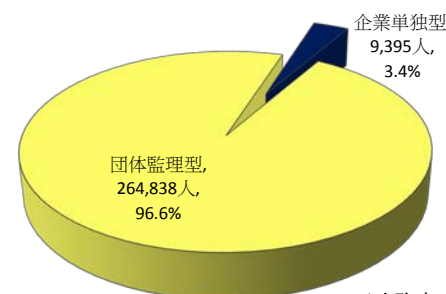
職種別「技能実習2号」への移行者数



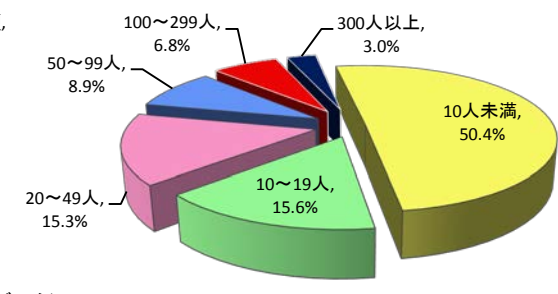
(法務省データ)

- 4 団体監理型の受入れが96.6%
実習実施機関の半数以上が、従業員数19人以下の零細企業

平成29年末「技能実習」に係る受入形態別総在留者数



平成28年度 技能実習実施機関従業員規模別構成比(団体監理型)



報道発表資料



平成30年2月19日
法務省入国管理局

平成29年の「不正行為」について

平成29年に外国人の研修・技能実習の適正な実施を妨げる「不正行為」を行ったと認められる旨を通知した外国人研修生・技能実習生の受入れ機関は、213機関となりました。

- 1 平成29年に「不正行為」を通知した機関は213機関でした。これは平成28年の239機関と比べると10.9%の減少、平成27年の273機関と比べると22.0%の減少となっており、2年連続で減少しました。
- 2 受入れ形態別にみると、企業単独型の受入れ機関は3機関（1.4%）、団体監理型の受入れ機関は210機関（98.6%）です。
- 3 「不正行為」を通知した団体監理型の受入れ機関（210機関）の内訳は、監理団体が27機関（12.9%）、実習実施機関が183機関（87.1%）です。
- 4 「不正行為」の類型別の件数（注）は299件です。
前年と同じく、労働時間や賃金不払等に係る労働関係法令の違反に関する「不正行為」が163件（54.5%）と最も多く、次いで、「不正行為」を隠蔽する目的で偽変造文書等を行使又は提出したことに係る「不正行為」が73件（24.4%）となっています。

（注）一つの機関に対して複数の類型により「不正行為」を通知する場合があります、「不正行為」を通知した機関数と類型別の件数とは一致しません。

添付資料

平成29年の「不正行為」について

本件問合せ先

法務省入国管理局入国在留課

梅 原 （TEL 03-3580-4111 内線2758）

荒 井 （TEL 03-3580-4111 内線2764）

平成29年の「不正行為」について

平成29年の「不正行為」について

入国管理局においては、研修・技能実習に関して不適正な行為を行った機関に対し、「不正行為」を行ったと認められる旨を通知し、当該「不正行為」が研修・技能実習の適正な実施を妨げるものであった機関について、「不正行為」が終了した日から法務省令で規定する期間を経過するまで、研修生・技能実習生の受入れを認めないこととしている。

平成29年に研修・技能実習の適正な実施を妨げる「不正行為」を行ったと認められる旨を通知した機関の受入れ形態別、「不正行為」の類型別の状況及び具体例は次のとおりである。

なお、昨年11月に外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（「以下「技能実習法」という。）が施行されたが、本件「不正行為」の通知は、技能実習法施行前の旧制度に基づいて行ったものである。

1 受入れ形態別

(1) 受入れ形態別「不正行為」機関数（表1）

平成29年に「不正行為」を通知した機関は213機関であり、受入れ形態別では、企業単独型が3機関（1.4%）、団体監理型が210機関（98.6%）である。団体監理型での受入れについて、受入れ機関別では、監理団体が27機関（12.9%）、実習実施機関が183機関（87.1%）である。

平成28年の239機関と比較すると10.9%の減少、平成27年の273機関と比較すると22.0%の減少であり、2年連続で減少した。

（表1）受入れ形態別「不正行為」機関数

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
企業単独型		2	0	0	0	3	2	3
団体 監理型	監理団体	14	9	20	23	32	35	27
	実習実施機関	168	188	210	218	238	202	183
計		184	197	230	241	273	239	213

(2) 企業単独型での実習実施機関に対する通知（表1）

平成24年から平成26年までの間に「不正行為」を通知した企業単独型での実習実施機関はなかったが、平成27年の3機関、平成28年の2機関に続き、平成29年は3機関に「不正行為」を通知した。

(3) 団体監理型での受入れ機関に対する通知

① 監理団体の種類別「不正行為」機関数（表2）

平成29年に「不正行為」を通知した27機関のうち26機関を事業協同組合が占めており、事業協同組合が高い割合を占める傾向はこれまでと変わっていない。

(表2) 監理団体の種類別「不正行為」機関数

	平成27年	平成28年	平成29年
事業協同組合	31	33	26
農業協同組合	1	0	1
商工会	0	2	0
その他の団体	0	0	0
計	32	35	27

② 実習実施機関の業種別「不正行為」機関数(表3)

平成29年に「不正行為」を通知した183機関を業種別でみると、「繊維・衣服関係」が94機関(51.4%)と過半を占め、次いで、「農業・漁業関係」が39機関(21.3%)と続いており、この2業種で7割以上を占めている。

(表3) 団体監理型での実習実施機関の業種別「不正行為」機関数

	平成27年	平成28年	平成29年
繊維・衣服関係	94	61	94
農業・漁業関係	67	67	39
食品製造関係	19	13	15
建設関係	20	38	14
機械・金属関係	10	14	9
その他	28	9	12
計	238	202	183

2 類型別

(1) 類型別「不正行為」件数(表4, 5)

平成29年に「不正行為」を通知した213機関について、類型別にみた通知件数は、299件であるところ(一つの機関に対して複数の類型により「不正行為」を通知する場合があるため、「不正行為」を通知した機関数と類型別の件数とは一致しないもの。),「賃金等の不払」が139件(46.5%)と最も多く、次いで、「偽変造文書等の行使・提供」が73件(24.4%),「労働関係法令違反」が24件(8.0%)と続いている。

また、「賃金等の不払」を含む労働関係法令違反に関する「不正行為」は163件(54.5%)であり、これらが高い割合を占める傾向はこれまでと変わっていない。

※ 平成22年7月に技能実習法施行前の旧制度が施行されたが、平成22年の法改正前に行われた行為については、平成22年の法改正前の上陸基準省令の規定に沿った「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針(平成19年改訂)」(以下「旧指針」という。)に基づき「不正行為」を通知し、技能実習法施行前の旧制度に行われた行為については、技能実習法施行前の上陸基準省令の規定に基づき「不正行為」を通知している。

なお、平成26年以降、旧指針に基づき「不正行為」を通知した機関はない。

(表４) 類型別「不正行為」件数

類型		平成27年			平成28年			平成29年		
旧指針	上陸基準省令	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計
二重契約	二重契約	0	1	1	0	0	0	0	1	1
研修・技能実習計画との齟齬	技能実習計画との齟齬	0	39	39	0	38	38	0	10	10
名義貸し	名義貸し	0	33	33	0	51	51	0	10	10
その他虚偽文書の作成・行使	偽変造文書等の行使・提供	0	62	62	0	94	94	0	73	73
研修生の所定時間外作業	研修生の所定時間外作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪質な人権侵害行為等	暴行・脅迫・監禁	0	2	158	0	0	143	0	4	148
	旅券・在留カードの取上げ		9			16			2	
	賃金等の不払		138			121			139	
	人権を著しく侵害する行為		9			6			3	
問題事例の未報告等	実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」	0	0	5	0	1	12	0	0	8
	監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査、相談体制構築等の不履行」		5			11			8	
	行方不明者の多発		0			0			0	
不法就労者の雇用・あっせん	不法就労者の雇用等	0	24	24	0	23	23	0	18	18
労働関係法規違反	労働関係法令違反	0	35	35	0	13	13	0	24	24
準ずる行為の再発生	再度の不正行為	0	1	1	0	3	3	0	1	1
	保証金の徴収等		4	4		4	4		3	3
	講習期間中の業務への従事		8	8		2	2		3	3
	営利目的のあっせん行為		0	0		0	0		0	0
	日誌等の作成等不履行		0	0		0	0		0	0
	帰国時の報告不履行		0	0		0	0		0	0
計		0	370	370	0	383	383	0	299	299

(注) 一つの受入れ機関に対して複数の類型により「不正行為」を通知した場合は、それぞれの類型に計上しているので、「不正行為」を通知した機関数と類型別の件数とは一致しない。なお、(表５) から (表８) までにおいても同じ。

(表5) 平成29年 類型別受入れ形態別「不正行為」件数(上陸基準省令)

	企業 単独型	団体監理型		計
		監理団体	実習実施 機関	
暴行・脅迫・監禁	0	0	4	4
旅券・在留カードの取上げ	0	1	1	2
賃金等の不払	0	3	136	139
人権を著しく侵害する行為	0	0	3	3
偽変造文書等の行使・提供	0	22	51	73
保証金の徴収等	0	1	2	3
講習期間中の業務への従事	0	2	1	3
二重契約	0	0	1	1
技能実習計画との齟齬	0	3	7	10
名義貸し	3	1	6	10
実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・ 「実習継続不可能時の報告不履行」	0		0	0
監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監 査，相談体制構築等の不履行」		8		8
行方不明者の多発	0	0	0	0
不法就労者の雇用等	0	0	18	18
労働関係法令違反	0	0	24	24
営利目的のあっせん行為	0	0	0	0
再度の不正行為	0	0	1	1
日誌等の作成等不履行	0	0	0	0
帰国時の報告不履行	0	0	0	0
研修生の所定時間外作業	0	0	0	0
計	3	41	255	299

(2) 企業単独型での実習実施機関に係る類型別「不正行為」件数（表6）

平成29年に「不正行為」を通知した3機関について、類型別にみた通知件数は、3件である。内訳は3件とも「名義貸し」である。

（表6）企業単独型での実習実施機関に係る類型別「不正行為」件数

類型		平成27年			平成28年			平成29年		
旧指針	上陸基準省令	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計
二重契約	二重契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0
研修・技能実習計画との齟齬	技能実習計画との齟齬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名義貸し	名義貸し	0	0	0	0	0	0	0	3	3
その他虚偽文書の作成・行使	偽造文書等の行使・提供	0	0	0	0	0	0	0	0	0
研修生の所定時間外作業		0		0	0		0	0		0
悪質な人権侵害行為等	暴行・脅迫・監禁	0	0	2	0	0	3	0	0	0
	旅券・在留カードの取上げ		0			1			0	
	賃金等の不払		2			1			0	
	人権を著しく侵害する行為		0			1			0	
問題事例の未報告等	実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	行方不明者の多発		0			0			0	
不法就労者の雇用・あつせん	不法就労者の雇用等	0	1	1	0	0	0	0	0	0
労働関係法規違反	労働関係法令違反	0	1	1	0	0	0	0	0	0
準ずる行為の再発生	再度の不正行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保証金の徴収等		0	0		1	1		0	0
	雇用契約に基づかない講習の期間中の業務への従事		0	0		0	0		0	0
	日誌等の作成等不履行		0	0		0	0		0	0
計		0	4	4	0	4	4	0	3	3

(3) 団体監理型での受入れ機関に係る類型別「不正行為」件数

① 監理団体に係る類型別「不正行為」件数（表 7）

平成29年に「不正行為」を通知した27機関について、類型別にみた通知件数は、41件である。「偽変造文書等の行使・提供」が22件（53.7%）と最も多く、次いで、「監査，相談体制構築等の不履行」が8件（19.5%），「技能実習計画との齟齬」及び「賃金等の不払」がそれぞれ3件（7.3%）と続いている。

（表 7） 監理団体に係る類型別「不正行為」件数

類型		平成27年			平成28年			平成29年		
旧指針	上陸基準省令	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計
二重契約	二重契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0
研修・技能実習計画との齟齬	技能実習計画との齟齬	0	6	6	0	3	3	0	3	3
名義貸し	名義貸し	0	1	1	0	4	4	0	1	1
その他虚偽文書の作成・行使	偽変造文書等の行使・提供	0	26	26	0	26	26	0	22	22
研修生の所定時間外作業	研修生の所定時間外作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪質な人権侵害行為等	暴行・脅迫・監禁	0	0	11	0	0	10	0	0	4
	旅券・在留カードの取上げ		3			3			1	
	賃金等の不払		6			6			3	
	人権を著しく侵害する行為		2			1			0	
問題事例の未報告等	実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」	0		5	0		11	0		8
	監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査，相談体制構築等の不履行」		5			11			8	
	行方不明者の多発		0			0			0	
不法就労者の雇用・あつせん	不法就労者の雇用等	0	0	0	0	1	1	0	0	0
労働関係法規違反	労働関係法令違反	0	1	1	0	0	0	0	0	0
準ずる行為の再発生	再度の不正行為	0	0	0	0	2	2	0	0	0
	保証金の徴収等		2	2		1	1		1	1
	講習期間中の業務への従事		1	1		1	1		2	2
	営利目的のあつせん行為		0	0		0	0		0	0
	日誌等の作成等不履行		0	0		0	0		0	0
	帰国時の報告不履行		0	0		0	0		0	0
計		0	53	53	0	59	59	0	41	41

② 実習実施機関に係る類型別「不正行為」件数（表 8）

平成 29 年に「不正行為」を通知した 183 機関について、類型別にみた通知件数は、255 件である。「賃金等の不払」が 136 件（53.3%）と最も多く、次いで、「偽変造文書等の行使・提供」が 51 件（20.0%）、「労働関係法令違反」が 24 件（9.4%）と続いている。

（表 8）団体監理型での実習実施機関に係る類型別「不正行為」件数

類型		平成27年			平成28年			平成29年		
旧指針	上陸基準省令	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計
二重契約	二重契約	0	1	1	0	0	0	0	1	1
研修・技能実習計画との齟齬	技能実習計画との齟齬	0	33	33	0	35	35	0	7	7
名義貸し	名義貸し	0	32	32	0	47	47	0	6	6
その他虚偽文書の作成・行使	偽変造文書等の行使・提供	0	36	36	0	68	68	0	51	51
研修生の所定時間外作業	研修生の所定時間外作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪質な人権侵害行為等	暴行・脅迫・監禁	0	2	145	0	0	130	0	4	144
	旅券・在留カードの取上げ		6			12			1	
	賃金等の不払		130			114			136	
	人権を著しく侵害する行為		7			4			3	
問題事例の未報告等	実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」	0	0	0	0	1	1	0	0	0
	監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査、相談体制構築等の不履行」									
	行方不明者の多発		0			0			0	
不法就労者の雇用・あつせん	不法就労者の雇用等	0	23	23	0	22	22	0	18	18
労働関係法規違反	労働関係法令違反	0	33	33	0	13	13	0	24	24
準ずる行為の再発生	再度の不正行為	0	1	1	0	1	1	0	1	1
	保証金の徴収等		2	2		2	2		2	2
	講習期間中の業務への従事		7	7		1	1		1	1
	営利目的のあつせん行為		0	0		0	0		0	0
	日誌等の作成等不履行		0	0		0	0		0	0
	帰国時の報告不履行		0	0		0	0		0	0
計		0	313	313	0	320	320	0	255	255

3 「不正行為」の具体例

(1) 平成29年に「不正行為」を通知した件数の多かった類型の具体例は次のとおりである。

○ 賃金等の不払

「賃金等の不払」とは、技能実習生に対する手当又は報酬の一部又は全部を支払わなかった場合である。

【事例】 技能実習生からの相談を端緒に、縫製業を営む実習実施機関が、技能実習生6名に対し、約2年1月間にわたり、最低賃金を下回る基本給を支払っていたほか、時間外労働に対する賃金を時給300円などに設定していたことが判明し、不払の総額は6名分を合わせて約2,100万円に達した。

○ 偽変造文書等の行使・提供

「偽変造文書等の行使・提供」とは、外国人の研修・技能実習に係る「不正行為」に関する事実を隠蔽する目的で、偽造・変造された文書・図画、虚偽の文書・図画を行使又は提供していた場合である。

【事例】 技能実習生からの相談を端緒に賃金の不払が判明した事案において、縫製業を営む実習実施機関（上記「賃金等の不払」と同一機関）が、技能実習生に対する賃金の不払を隠蔽する目的で、実際に支給した賃金とは異なる金額を記載した虚偽の内容の源泉徴収票を地方入国管理局に提出した。

○ 労働関係法令違反

「労働関係法令違反」とは、技能実習の実施に関して、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法等の労働関係法令について違反があり、技能実習の適正な実施を妨げた場合である（「暴行・脅迫・監禁」、「賃金等の不払」及び「人権を著しく侵害する行為」に該当する行為を除く。）。

【事例】 監理団体からの報告により、溶接業を営む実習実施機関が、技能実習生に対して、時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）で定めた特別条項の回数及び限度時間を超える違法な時間外労働を行わせ、最大で1か月165時間の時間外労働を行わせたことが判明した。

○ 不法就労者の雇用等

「不法就労者の雇用等」とは、①事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせる行為、②外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置く行為又は③業として①及び②の行為に関しあつせんする行為のいずれかを行い、唆し、又はこれを助けた場合である。

【事例】 建設業を営む実習実施機関は、技能実習生の他に雇用していた不法残留中の外国人等に違法に就労させていたとして、警察及び地方入国管理局の摘発を受け、出入国管理及び難民認定法違反（不法就労助長）により罰金30万円が確定した。

(2) これらのほか、次のような事例がある。

○ 技能実習計画との齟齬

「技能実習計画との齟齬」とは、地方入国管理局への入国・在留諸申請の際に提出した技能実習計画と著しく異なる内容の技能実習を実施し、又は当該計画に基づく技能実習を実施していなかった場合である。

【事例】 技能実習生が出国確認時に、帰国を強制されている旨訴えたことを端緒に、食品製造業を営む実習実施機関が、工場における「惣菜製造業」の技能実習を行うとして受け入れた技能実習生を、食堂において主に掃除や皿洗い等に從事させていたことが判明した。

○ 名義貸し

「名義貸し」とは、地方入国管理局への申請内容と異なる他の機関に技能実習を実施させていた場合や当該他の機関において技能実習を実施していた場合であり、名義を貸した機関及び名義を借りた機関の双方がこの不正行為の対象になる。

【事例】 技能実習生からの相談を端緒に、縫製業を営む実習実施機関2機関が、「婦人子供服製造」の技能実習を行うとして受け入れた技能実習生を、一方の実習実施機関のミシン等の設備が不十分であることを理由として、3年以上の間、他方の実習実施機関において作業に従事させていたことが判明した。

○ 暴行・脅迫・監禁

「暴行・脅迫・監禁」とは、技能実習生に対して暴行、脅迫又は監禁を行っていた場合である。

【事例】 技能実習生からの相談を受けていた支援者からの情報提供を端緒に、建設業を営む実習実施機関の従業員が、技能実習生に対して、「日本語を理解しない」等を理由に叩く、殴る、蹴る等の暴行を恒常的に行っていたことが判明した。

○ 人権を著しく侵害する行為

「人権を著しく侵害する行為」とは、技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行った場合である。

【事例】 労働局からの通報を端緒に、食品加工業を営む実習実施機関が、タイムカードの打刻を忘れることに対し、1回当たり1,000円の罰金を技能実習生に課しており、総額で10万円以上の罰金を不当に控除していたことが判明した。

技能実習生の失踪者数の推移

(人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総 数	2,005	3,566	4,847	5,803	5,058	7,089
ベ ト ナ ム	496	828	1,022	1,705	2,025	3,751
中 国	1,177	2,313	3,065	3,116	1,987	1,594
カ ン ボ ジ ア	-	-	-	58	284	656
ミ ャ ン マ ー	7	7	107	336	216	446
イ ン ド ネ シ ア	124	114	276	252	200	242
タ イ	65	64	50	34	37	95
フ ィ リ ピ ン	45	52	56	88	91	89
ス リ ラ ン カ	13	40	46	57	31	67
ネ パ ー ル	25	84	149	102	109	65
モ ン ゴ ル	32	39	29	36	31	31
そ の 他	21	25	47	19	47	53

(注1)「カンボジア」は、平成27年から集計しており、平成24年から平成26年は「その他」に含まれる。

外国人技能実習機構について

平成30年6月5日

OTIT 外国人技能実習機構

目次

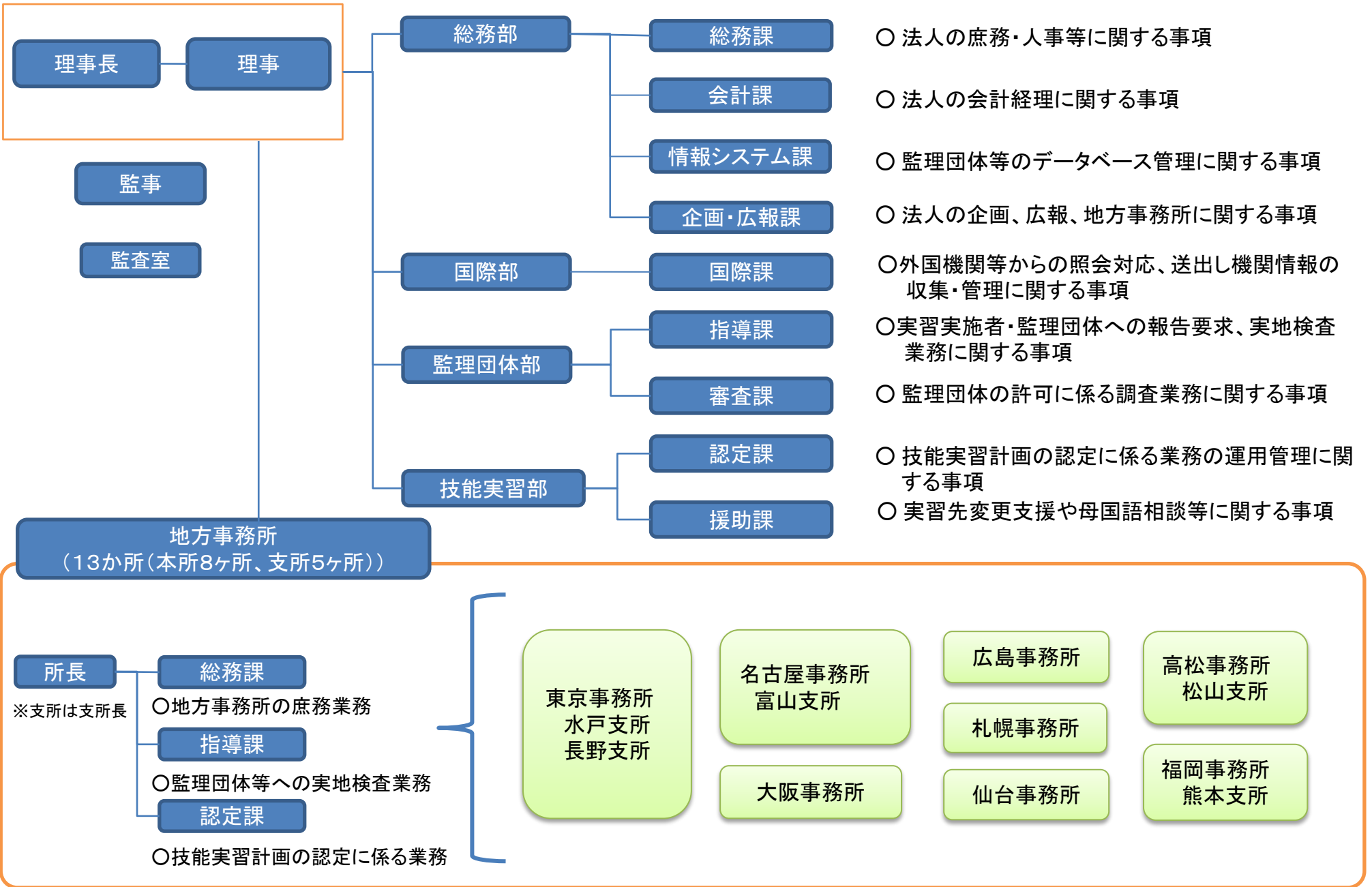
1 . 機構の概要	1
2 . 機構の主な業務	4
3 . 技能実習生の支援・保護	9
4 . 各種申請及び相談件数	14

1. 機構の概要

外国人技能実習機構について

- 設置根拠 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
- 法人形態 認可法人(法務大臣及び厚生労働大臣が設立を認可)
- 目的 外国人の技能等の修得等に関し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的とする。
- 設立 平成29年1月25日(設立登記日)
- 役職員
 - 理事長 鈴木 芳夫
 - 理事 達谷窟 庸野
 - 川村 修行
 - 金原 主幸
 - 監事 江原 由明
 - 藤川 裕紀子(非常勤)
- 予算 交付金 34億5,182万円(平成30年度予算)
- 業務内容
 - 1. 技能実習計画の認定
 - 2. 実習実施者や監理団体への実地検査
 - 3. 実習実施者の届出の受理
 - 4. 監理団体の許可に関する調査
 - 5. 技能実習生に対する相談・援助等
- 本部連絡先等
 - 港南庁舎(総務部・国際部・監理団体部)
 - 〒108-0075 東京都港区港南1-6-31 品川東急ビル8階 Tel. 03-6712-1523(代表)
 - 海岸庁舎(技能実習部)
 - 〒108-0022 東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X 3階 Tel. 03-6712-1938(代表)
 - URL: <http://www.otit.go.jp>

機構の組織・体制について



2. 機構の主な業務

監理団体の許可・技能実習計画の認定

監理団体の許可

監理団体
(事業協同組合等)

監理団体の許可申請



団体の体制等を予備審査

○許可基準に適合すること

- ・ 監理事業を適正に行う能力を有すること
- ・ 外部役員の設置又は外部監査の措置を行っていること など

○欠格事由に該当しないこと

- ・ 一定の前科がないこと。
- ・ 5年以内に許可取消しを受けていないこと
- ・ 5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていないこと など

主務大臣（法務大臣・厚生労働大臣）
へ報告

主務大臣

監理団体の許可

技能実習計画の認定手続へ

外国人技能
実習機構

技能実習計画の認定等

技能実習計画の作成



技能実習計画の認定申請



計画の内容や受入体制の適正性等を審査

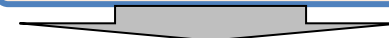
○認定基準に適合すること

- ・ 実習生の本国において修得等が困難な技能等であること
- ・ 1号又は2号の技能実習計画で定めた技能検定又は技能実習評価試験に合格していること(2号又は3号の計画認定時) など

○欠格事由に該当しないこと

- ・ 一定の前科がないこと。
- ・ 5年以内に認定取消しを受けていないこと
- ・ 5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていないこと など

技能実習計画の認定



実習生
(監理団体が代理)

在留資格認定証明書の交付申請等



法務大臣（地方入管局）

在留資格認定証明書の交付等

※

※ 新規に入国する場合等は
日本大使館等へ査証申請が
必要

実習生の受入れ

外国人技能
実習機構

実習実施者
+ 監理団体

実習実施者

監理団体の許可申請手続

1 監理団体の許可

技能実習法に基づき、団体監理型で技能実習生を受け入れる（技能実習生と実習実施者の雇用契約の成立のあっせんを行うことを含む。）ためには、まずは、主務大臣から監理団体の許可を受けることが必要。
監理団体の許可のための事務は、外国人技能実習機構（機構）が行う。

2 監理団体の許可の区分

監理団体の許可には、次の二つの事業区分がある。
どの段階までの技能実習の監理事業を行うのかを確認の上、許可申請を行うことが必要。

区分	監理できる技能実習	許可の有効期間
特定監理事業	技能実習1号、技能実習2号	3年又は <u>5年</u> ※
一般監理事業	技能実習1号、技能実習2号、技能実習3号	5年又は <u>7年</u> ※

※前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合

技能実習計画の認定申請手続

1 技能実習計画の認定

技能実習法に基づき、技能実習生を受け入れるためには、技能実習生ごとに「技能実習計画」を作成し、その技能実習計画が適当である旨、外国人技能実習機構（機構）の認定を受けることが必要。

2 技能実習計画の種類

技能実習の受入れ形態は2種類（企業単独型及び団体監理型）あるほか、その形態ごとの第1号、第2号又は第3号の技能実習の区分に応じて、その都度、申請者（技能実習を行わせようとする方）が計画を作成。

- 団体監理型の場合、監理団体（あらかじめ機構に対して申請の上、監理団体の許可を受ける必要あり）の指導に基づいて計画を作成。
- 機構から技能実習計画の認定を受けた後は、別途、地方入国管理局において技能実習生の入国・在留に係る手続が必要。

外国人技能実習機構が行う実地検査等

技能実習計画の認定、監理団体の許可に関連して、機構の職員が申請内容の事実関係の確認や、技能実習の状況について検査を行うもの。

（許可・認定の審査と共に、技能実習制度の適正な運用の確保のための中心的な役割を果たす業務）

【法附帯決議】

外国人技能実習機構は、実習実施者及び監理団体の実地検査について、適正かつ実効性のある検査が実施できる体制と専門性を確保するとともに、適時、予告をしない検査も含めて行うこと（以下略）

【検査の対象】 法案審議時に一貫して下記内容で答弁しているところ。

監理団体(約2,000団体)に対して年に1回程度、 実習実施者(約39,000)に対して3年に1回程度

【実施時期】 法施行日(平成29年11月1日)より順次実施。

* 平成30年1月31日までは、旧制度での受入が可能のため、本格的に検査件数が伸びていくのは平成30年2月以降。

3. 技能実習生の支援・保護

技能実習生の支援・保護（1）

1. 技能実習生への相談対応

「母国語相談」として、曜日を決めて主要な言語により、電話、メール等で相談対応を実施。
また、地方事務所・支所においても、電話又は来所による相談対応を実施（平日 9：00～17：00）。

※地方事務所・支所の担当区域及び所在地等はP14参照

母国語相談の実施日時

技能実習生であれば、誰でも電話、電子メール、手紙によって、申告・相談が可。電話料金はフリーダイヤルで無料。

対応言語	対応日時	電話番号 ※時間外は留守番電話で受付	母国語相談サイトURL
ベトナム語	月、水、金 11:00～19:00	0120-250-168	http://www.support.otit.go.jp/soudan/vi/
中国語	月、水、金 11:00～19:00	0120-250-169	http://www.support.otit.go.jp/soudan/cn/
インドネシア語	火、木 11:00～19:00	0120-250-192	http://www.support.otit.go.jp/soudan/id/
フィリピン語	火、土 11:00～19:00	0120-250-197	http://www.support.otit.go.jp/soudan/phi/
英語	火、土 11:00～19:00	0120-250-147	http://www.support.otit.go.jp/soudan/en/
タイ語	木、土 11:00～19:00	0120-250-198	http://www.support.otit.go.jp/soudan/th/
カンボジア語	火 11:00～19:00	0120-250-366	http://www.support.otit.go.jp/soudan/cam/
ミャンマー語	金 11:00～19:00	0120-250-302	http://www.support.otit.go.jp/soudan/mya/

技能実習生の支援・保護（2）

2. 技能実習法第49条第1項の申告について

実習生が母国語で法務大臣と厚生労働大臣に対して申告を行うことを支援。

- ・申告とは、技能実習生自らが、実習実施者又は監理団体等の技能実習法令の違反行為について、法務大臣又は厚生労働大臣に申告することをいう。
- ・実習実施者及び監理団体等は申告したことを理由に、技能実習生に対して技能実習の中止等の不利益な取扱いをしてはならないとされている。

3. 実習生の実習先変更支援（実習継続困難時）

技能実習を開始した実習実施者において技能実習の継続が困難になった場合で、かつ、実習生が技能実習の継続を希望する場合には、実習先の変更ができる。

実習先変更にあたって、実習実施困難時に監理団体及び実習実施者が新たな実習先を確保する努力を尽くしてもなお確保できない場合には、機構が新たな受入れ先となり得る監理団体の情報を提供するなどの支援を行う。

（参考）技能実習法第51条第1項

実習実施者や監理団体には、技能実習法第51条第1項において「技能実習実施困難時届出（様式第18号）」や「事業廃止届出書・事業休止届出書（様式第19号）」等を提出しようとする際、監理団体等が他の監理団体等との連絡調整その他必要な措置を講じるなど、実習生に対して円滑な実習先変更の支援を図ることが義務付けられている。

技能実習生の受入れ先となり得る監理団体の情報の受付及び提供を行う「**監理団体向け実習先変更支援サイト**」(<https://www.support.otit.go.jp/kanri/>) を開設。

4. 実習生の実習先変更支援（3号移行時）

第2号技能実習から第3号技能実習に進む段階となった実習生は、第3号技能実習に係る実習実施者を自ら選択することができる。

こうした実習生を支援するため、機構は、3号技能実習生の受入れを希望する監理団体の情報を提供する「実習生向け実習先変更支援サイト」 (<https://www.support.otit.go.jp/jisshu/>) を開設。

5. 実習生への一時宿泊先の提供

実習生が監理団体又は実習実施者から不適正な行為を受けたことに起因し、監理団体又は実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊することができない、又は宿泊することが相当でない場合には、機構として、当該実習生に対し、一時宿泊先の提供等の支援を行う。

支援の流れ

○実習生による機構（本部又は地方事務所・支所）への相談

- ・ 事情等の聴取、確認
- ・ 一時宿泊先提供の必要性を判断



○一時宿泊先の提供

- ・ 機構は、予め地方事務所・支所が所在する地域の都道府県別に旅館ホテルの団体と協定を締結。
- ・ 機構は相談を受けた実習生に一時宿泊先の提供が必要と判断した場合は、当該協定に基づき、当該実習生に一時宿泊先を提供



○一時宿泊施設における支援

- ・ 実習生は提供された宿泊先に一定期間滞在。
- ・ 居所と食事の提供を受けながら、新たな実習先の確保等の支援を受ける。（費用は機構が負担）

技能実習生の支援・保護（4）

6. 実習生への技能検定等の受検手続支援

機構では、実習生が、技能実習の各段階において、技能検定又は技能評価試験を適切に受検し、次の段階に円滑に移行できるよう、監理団体（企業単独型技能実習の場合は実習実施者）からの申請に基づき、試験実施機関との調整による受検日程等の決定、合否結果の迅速な把握及び当該結果の技能実習計画認定審査への円滑な反映等につなげていくこととしている。

7. 技能実習生手帳の配布

○作成部数 約30万部

○作成言語 9か国語（ベトナム語、中国語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、モンゴル語、ミャンマー語、カンボジア語、英語）

○配布対象

- ①平成29年11月1日以降に新規に入国する技能実習生
- ②平成29年11月1日以降に技能実習第2号又は第3号に係る技能実習計画の認定を受け、引き続き在留が予定されている場合
- ③上記以外で配布希望がある場合

：地方入国管理局で配布

：本部、地方事務所・支所から監理団体に送付し、監理団体等を通じて配布

4. 各種申請及び相談件数

新たな技能実習制度における申請等件数（1）

1 監理団体許可（平成30年5月25日現在）

申請件数	許可件数
2,299件	2,144件 うち一般監理事業（※1） 783件 うち特定監理事業（※2） 1,361件

（※1）一般監理事業とは、技能実習1号、技能実習2号及び技能実習3号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は5年又は7年（前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合）。

（※2）特定監理事業とは、技能実習1号及び技能実習2号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は3年又は5年（前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合）。

2 技能実習計画認定（平成30年5月11日現在）

区分	申請件数	認定件数
企業単独型（※3）	4,884件	3,678件
団体監理型（※4）	159,690件	105,370件
計	164,574件	109,048件

（※3）企業単独型とは、日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する類型。

（※4）団体監理型とは、非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施する類型。

新たな技能実習制度における申請等件数（2）

3. 相談件数（平成30年4月30日現在）

母国語相談件数	778件（電話595件、メール175件、手紙8件）
うちベトナム語	528件（電話401件、メール121件、手紙6件）
中国語	155件（電話131件、メール22件、手紙2件）
インドネシア語	25件（電話18件、メール7件）
英語	6件（電話4件、メール2件）
フィリピン語	31件（電話23件、メール8件）
タイ語	21件（電話6件、メール15件）
カンボジア語	10件（電話10件）
ミャンマー語	1件（電話1件）
その他	1件（電話1件）

【主な相談内容】

- 賃金に関すること（「残業代が支払われない」「給与から控除される費用が適切か」等）
- 労働時間に関すること（「勤務時間が約束と違う」「残業時間が算定されない」等）
- 職種に関すること（「当初聞いていた作業と異なる」「単純作業しかさせてもらえない」等）
- 3号移行に関すること（「具体的な手続きをどうすればよいか」等）
- 監理団体の許可に関すること
（「監理団体の許可がまだおりず、待機（又は一旦帰国）を余儀なくされ、不安だ」等）